

# 名主の給料 How much!

真壁志郎

## 一 はじめに

安永六年（1777）四月、砂原村の百姓は自分たちの名主を支配領主米倉丹後守へ訴えた。訴状①のはじめに名主の給料が高いと記述して、以下に数々の不正や非法を告発する内容が展開されていく。

武士が百姓を支配し、重い年貢に苦しむ百姓が一致団結しているイメージばかりが意識される「村」でも、百姓同士も意見の相違があり村運営の派閥争いも起きていた。そうした村人の争いを「村方騒動」とよび、訴訟はまさにその実態を浮かび上がらせてくれる記録にはかならない。砂原村は、新編武蔵風土記稿②に「江戸より行程七里家数六四：高六八七石・米倉氏支配の六ッ浦領」とあり、訴えられた名主は領主と百姓の間に立って、一体どのような役割と権限で村を管理していたのであろうか。

山崎善弘氏『村役人のお仕事』③によれば、村は名主（庄屋・肝煎）・組頭くみがしゅ・百姓代むらかたせんやくからなる村役人（村方三役）が中心となり、年貢を負担する所持高を持つ本百姓によって運営され、村の自治を前提に年貢・諸役の割り当て収納を実施していた。特に村の総括責任者である名主は村民を掌握し、領主からも支配機構の一部に組み入れられ支配・被支配の二重の性格を持つ特別の存在であった。ところが、名主の身分は百姓であり、村民より高い階層に属していても私的夫役の特権や軒割負担の恣意的割り付などを理由に、いつでも村人からの訴訟を受ける当事者になりえたのである。初期の村方騒動は、年貢割り付け・横暴な振る舞いなどが原因だが、末期には豪農として貧富の格差を象徴する不満が爆発するケースが全国的に増加傾向であると指摘されている。

今回、越谷地域における名主の実体について、訴状にも挙げられた名主の給料である「名主給」なめしぎゅうをキーワードに、村内管理の方法や領主

からの支配委任を背景とした年貢納税の一括立替など、名主が果たした具体的な仕事を通して考察してみたい。

## 二 名主の成立

幕藩体制が整備されると、検地で確定された地域を村範囲にして、百姓たちが村を仕切る時代へと大きく転換した。その際、村の有力者を核として成立した管理機構が村方三役と呼ばれる村役人である。水本邦彦氏『村 百姓たちの近世』④では、村役人は村の権益を守り、村の秩序を保つことで、領主の支配に対応した仕事と同時に村民として果たすべき諸役の義務を負うと指摘されており、名主の系譜と役割についてもまとめている。

名主の出目も、江戸初期は中世以来の土豪や在地武士の系譜をひく者が任ぜられ、代々名主を世襲することが一般的であった。村が自己の支配地であったところからの慣例で無給／少額で勤めていたため、村政の独断先決・村民の私的夫役は当然のように行われていた。しかし、名主の私的権力は領主によって制限されていたこともあり、支配力はしだいに新しい村の有力者が入札（投票）により選ばれる傾向に移り、後には年番名主のように年々交代で勤める事例も散見されている。村役人のなかでも重要な名主は村運営の総責任者であり、組頭はその補佐役、百姓代は名主・組頭の補佐兼監視役など、役割による責任範囲の違いが明確である。

名主の決め方は村によってさまざまで、

表1 村方三役

区分	役名	原則	形態	領主	役割
1	名主	百姓からの推薦	世襲	任命	領主行政官と村代表
		百姓からの推薦	持ち回り	任命	
		百姓からの推薦	入札	任命	
		領主の選定	指名	任命	
2	組頭	百姓からの推薦	入札	許可	名主補佐
3	百姓代	百姓からの推薦	入札なし	承認	名主・組頭補佐兼監視

特定の家が代々世襲したり、村の有力百姓での持ち回り、または村人の入札により選んでいた。ただ、実質的に村で決めていたとはいえず、名主は領主が任命することでほかの役職とは著しい役割の違いが存在していた。その状況をまとめたのが表1である。形態の違いはあるが、名主は領主から任命され給料の支給も約束された現地管理人として機能していた。

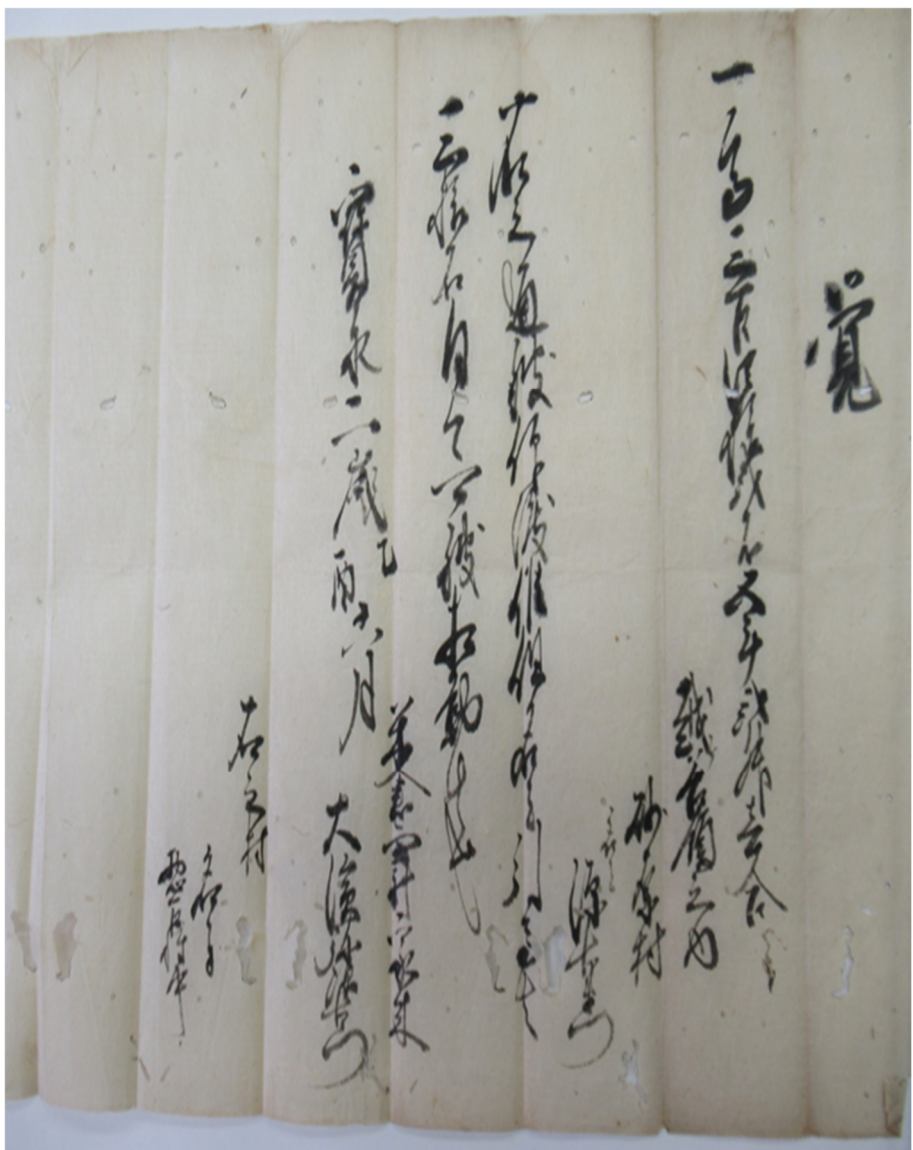
なお、特異な事例として領主が名主を指名した、

『出羽国屋代郷一揆願書』⑤

「…兼而名主役之義者村方にて入札ヲ以相立候事先例ニ御座候…此者ニ御上ニ而名主被仰付候…」と記述され百姓一揆の処罰により、村々が培ってきた村役人選出方法をも崩し、領主の意向で名主が交代させられた経緯が明らかになっているものもある。

砂原村の場合は、百姓からの推薦を受け領主が名主を任命し、給料を明示したことが覚（任命状）から確認できる。

宝永二年六月『名主役申渡』⑥



覚

一高三百四拾式石五斗式升壹合

越ヶ谷領之内 砂原村 名主 源右衛門

右之通致仰渡候 但名主引高者

三拾石、自今可被相勤者也

宝永二歳乙酉六月 米倉主計家来 大浜弥次右衛門<sup>印</sup>

右之村 名主 惣百姓中

いづれにしても、領主は年貢徴収さえ確保できれば、地域を周知した村役人を支配機構に組み入れ行政を担わせたのである。名主側も地主・豪農として村を掌握できるメリットは十分に理解しお互いの依存関係が成立していた。

- 名主はその由緒から名誉職・世襲制で就任することが慣例となる。
- 無給・世襲から次第に財力がある新しい有力者が名主に選ばれる。
- 立替可能な経済力が衰退し給料の規定と当番制の名主も登場する。
- 領主代理人として強大な権威をもって村民を指揮し村を運営する。

### 三 名主の仕事

名主の主要な仕事は、村民の統制と保護、村を代表して他村との交渉、領主への年貢上納と請願等多方面にわたる。領主は広大な領域を支配するには支配権の一部を現地に委譲する必要がある、名主は領主の意向を前提に自主的自治を実施していた。主な仕事を要約すれば、

- ① 税務―年貢の徴収納税・村明細帳作成・普請経費算定・他村交渉・小作管理規定・村入用の運用

- ② 警察―宗門人別帳作成・通行手形発行・村内法度議定・新田監視・村方取締役・村民の人口増減管理

- ③ 裁判―公儀触廻状・公事訴訟・村内制裁・内済の仲介・領主への救済申請

村の政治と自治の両方を担う要の位置に存在した名主は、村民の日常生活に深く立ち入り管理し、実に幅広く多岐にわたった職務をこなしていたことがわかる。

領主は支配機構として村の納税義務を一括して名主に負わせる「村請制」むらいつけせいを推進し、村民は名主を自分たちの代表者として捉え年貢高の算定などを任せ村政を委任した。その自治に不満があれば、いつでも訴訟を通じて不服従の行動を突き付ける構えをみせているのである。それでも、領主の規制を受けない領域をかなりの程度で確保できた村請制は、名主にとって立替のリスクはあるものの、自由になる生産手段を確保できた。経済力を活かし村の差配で自己発展も多分に有していたことで成立した、互いにメリットのある制度と捉えることができる。

## 四 名主給

それでは名主の待遇はどのようになされていたのか。領主が名主を村の行政官に任命し、一括納税の責任を負わせていた代償として支給したのが名主給である。その形態は、名主給米・名主給金・名主給役高なぬしきゆうまい なぬしきゆうきん なぬしやくたかなど支給方法に種類はあるが、名主以外の百姓に対価を肩代わりさせた仕組みは共通である。寛政年間に著述された農村制度や支配方法の解説書である『地方凡例録』じかたはんれいろく⑦から名主給米を引用する。

「村高百石より百五拾石まで給米二俵、二百石より三百石まで給米四俵、四百石より六百石まで給米五俵、七百石より千石まで給米十俵、右より大高の村はこれに準じ相増すべき旨先年命ぜられ」

名主給米は、年貢の中から差引かれてはいるが、その分は小前百姓こまえ（年貢負担の百姓）から別段に取り立て給米分も含み課税処理されている。給米のほか、年貢からの免除や給金支給または役高免除など地域特性による対応がみてとれる。事例として山崎氏は、先の著書で領主が年貢から相殺したとして上野国岩井村の年貢の合計額から名主

の扶持米（給与）代が引かれ上納されたことを紹介している。そのほ  
 か多摩郡川上村（名主給金二両二分）⑧・武蔵郡小平村（名主給金永  
 吉貫六百四文）⑨、長柄郡小榎村（名主給米三俵）⑩などの史料が存  
 在する。

しかし、その多くは名主給を村入用（村経費）から役高引した支給  
 方法が一般的のようで、金額に換算して名主給は2〜3両程度である。  
 この名主給の制度概要をまとめたものが表2である。名主給は、名主  
 給＋諸役免除の併給で名主給料が制度化され実施されたものである。  
 規模や地域性・名主の系譜による先例慣習など、支払方法は一様では  
 なくいろいろな方法が取られていた。平穏な時は名主に対してことさ  
 ら文書に記されることがない事柄が、対立となると攻撃の材料として  
 取り上げられる中に名主給は存在す  
 るのである。

なお、御伝馬入用は御料である各村に対  
 し一率に賦課された税金であり、村々にお  
 いてその費用と労役は重い負担として百姓  
 に受け取られていた。名主給はその種類と  
 支給方法は地域の特色により共通ではない  
 が、次のように整理してみる、

●領主が役高限度分の年貢や諸役を名主給  
 料として支給または免除。  
 ●領主任命を受け村人が自主的な村議定に  
 より名主給を定めた。

●村入用・御伝馬入用など村経費から名主  
 給米・名主給金・役高引で支給する。

●名主所持高からの役高引・人足助合によ  
 る負担方式。

●免除高はその分を余荷（助合）として小前百姓に振分負担させた。

表2 名主給の種類

No	名 称	内 容	運 用 方 法
1	名主免	所持地の一部年貢免除	年貢のかからない土地の公許
2	名主給金	金銭による支給	村高1石に付永銭支払い
3	名主給米	役高相当の米支給	村高1石に付米支給
4	役高引	所持高から一定の役高控除	村入用などからの免除
5	役免除	諸役の免除	伝馬役などを免除
6	私用賦役	村民の私事使役	名主手作地の耕作手伝いなど

## 五 越谷地域の名主給

地域特性のある名主給だが、越谷地域での対応が確認できる村々を越谷市史<sup>⑪</sup>から抜粋してみる。

【砂原村】私領<sup>シヨウ</sup> 高687石 交代勤務での減額が嘆願<sup>シヨウ</sup>されている。

安永六年四月 『乍恐以書付奉願上候』※1

一 御領分越谷領砂原村惣百姓共申上候、…名主兩名二而相勤為役高  
壹人三拾石ツ、兩人二而六拾石余り相除、其分百姓方二而仕埋来候  
処…名主共兩名二而月番相勤相候役を壹ヶ年替え致シ…

前書きに名主の勤務体制が不満にあげられ、その給料は百姓と名主の争点として高い関心事項であることがわかる。要約すると、

- ・ 名主2名で名主役高1人30石、合計60石が認められている。
- ・ 百姓からは年間1名の名主で月番・非番で勤務してほしい。
- ・ 名主からは名主役は領主任命で自分ではどうにもならないなど。

まさに、名主の待遇を象徴的に示した史料であることが判明する。

【七左衛門村】御料・私領 高1109石 給金の廃止と減額が規定された。

『明和三年 四ツ谷前一組成議定証文』相極申議定一札之事

高式拾五石 是者当戌年5名主高引可申候、…申年迄八名主給金百石二付金壹兩宛と相究、名主持前高拾式石…御伝馬諸役共二仕二埋仕候…百姓困窮致…当戌5高式拾五石二而名主役…是者御伝馬除高…

従来の給金支給と役高引の併給を改め、百姓困窮を理由に、名主給金の廃止・役高引25石を御伝馬高からの減額に改定している。

【大吉村】御料 高382石 名主給の増額が議定されている。

『文化八年 乍恐以書付を奉願上候』 村議定※2

一名主役高先名主長右衛門殿式拾石…隣村二も無之小高故此度惣百姓并二長右衛門殿相談之上、名主高参拾六石…右増額二而御勤可

被下段：諸役出銭差出：

名主交代を機に、これまで高20石の役引きで勤めていたものを他村とのつりあいから、高36石に増額と改めている。実施は役務に馴れるまでは従来の役高引を据置と本人からの申し出がある。諸役からの役高引と推測する。

【登戸村】御料 高289石 名主補佐の費用が規定された。

『安永二年 相定申一札之事』 村議定

一 当村名主八右衛門去ル二月病死倅富之助幼少二付：古来名主役高之儀者 只今迄之通諸役入目相除置：年番年寄両名二而名主御役引請富之助十五歳二罷成迄：助合として壹ヶ年二金三両年寄両人方江富之助方五相渡：

名主相続人が幼少なので、一定年齢まで年番で名主代役を勤める方法で世襲制を維持したことがみてとれる。名主給金は3両相当かと思われる事例である。他に名主役高引として取り扱われた村は、私領西新井村・忍藩領四条村などの例も存在する。宿場町である越ヶ谷宿の両町でも、問屋が名主を兼帯する仕組みの中で名主給の制度が実施されていた。いろいろな方法で名主給の制度が記述された越谷地域の概要をまとめたものが、添付資料※3『名主給の内訳』である。

このように、名主給と諸役免除の両方で名主給料が制度化されているが、越谷地域においては名主給米や名主給金を続けていた事例を郷土の史料からは確認できない。越谷地域では多くが役高引として諸経費から名主への補填が行われていたようである。

越谷地域の特性をまとめると、

- 越谷地域では名主の手当として、給米の事例は発見されていない。
- 年貢皆済目録に名主給米差し引きが記載されていない。  
ねんぐくかいせいもくろく
- 初期段階では名主給金も存在するが概ね役高引に移行していく。
- 村内の生産力や管轄地域の大小、名主所持高の経済力などから自主的に定められた。



- 支配領主（御料・私領）の違いにより待遇に差異が見られる。
- 役高引は村入用・伝馬役などからの割当額免除と諸役免除が一般的である。

## 六 名主給の支給方法

これまで、名主給の制度的運用を見てきたが、実際の支給方法についてその詳細は明らかではない。村によりまた時代によってその方法も統一されていない上、同一村で同時期に存在したものを比較分析しなければ全容を明らかにすることができないからである。これら負担比率の検討に必要な資料としては、

- ① 宗門人別帳のような百姓所持高の確認できる記録。
  - ② 年貢皆済目録での納税額と完了を確認すること。
  - ③ 村入用帳・村方諸夫錢調帳のような支出額が確認できること。
- これらの史料も少なく詳細の解明に至らないが、各村の段片的な支出の記録を越谷市史の記述から抽出比較することで、支給方法の概要を知ることができる。

名主給料である「役高引」は、一定の所持高にかかる「村入用費」が免除される方法がとられていた。村の維持・運営に必要な費用を記録したものが村入用であり、その帳簿が村入用帳・村入用夫錢帳などである。必要とされる諸経費を名主などが立て替え記録し、年末に集計して総額を村民が負担した。負担の仕方は、高割（所持高で割る）・軒割（軒数で割る）その併用などさまざまである。概して軒割は零細百姓には過酷な割合となることから高割へ移行する傾向がみとれる。入用の内訳は、名主給を含む経常的な人件費、巡検使など諸役人の賄費、筆墨紙代・会合旅費、助郷伝馬役費、工事諸費、鷹場関係など村特有の費用など多岐にわたる内容を含んでいる。

はじめに、名主を訴えた砂原村の村入用から見てみると、

天保九年（1838）「村入用帳」が存在する。

【砂原村】天保九年（1838）村高687石 村入用銭18貫50文 村高から名主給60石＋年寄給17石を引き、残高610石で高割高1石に付、銭32文で徴収した。名主2名60石×32文＝1920文 1名あたり名主給料960文

村入用の中で、名主出府費用3貫文が大きな金額として含まれているが、村の訴訟や自普請があったときは臨時入用が別途設定され、負担金の比重が増加している。

【登戸村】天保十二年（1841）村高289石 村入用銭75貫740文 村高から名主給30石を引き、残高259石を28軒で軒割一軒に付、銭2貫705文に算定。名主給料2705文  
但し、軒割で算定したが徴収を高割にしたので持高の少ないものは30文、多いものは30貫文の格差が生じていた。

村入用に助郷費用は計上されず別途勘定に扱われていた。

【西新井村】文化五年（1808）私領高140石 村入用銭14貫972文 村高から名主給30石＋組役13石を引き、残高10

表3 役高引の算定

項目	算定方法
対象	村高から名主役高等を除き、残り高に当年の村入用を割り当てた
計算方法：	$(\text{村入用または伝馬高}) \div (\text{村高または軒数} - \text{名主役高}) = \text{割当額}$
例) 砂原村	村高687石・名主役高60石＋組頭高17石・村入用額18貫50文 $18,050 \div (687 - 60 - 17) = 29,590$ 高割額 1石に付32文
登戸村	軒数28軒・村入用額75貫740文 $75,740 \div 28 = 2,705$ ※軒割額 1軒に付2,705文
西新井村	村高140石・名主役高20石＋組頭高13石・村入用額14貫972文 $14,972 \div (140 - 20 - 13) = 139,925$ 高割額 1石に付138文8分
※実際の徴収は高割で所持高により30文～30貫文の差異	

7石で高割 高一石に付、錢138文で徴収した。名主給料2780文 ここでも助郷伝馬費用が含まれていない別勘定である。

このように、村入用は各村の性格や特徴その年の状況などにより支出項目や内容が大きく異なっている。確認できる名主給の運用された村の役高引の算定方法をまとめたものが表3である。

さらに、臨時の出費が発生するなどした際の村入用の使途や、不正負担をめぐる百姓同士の対立など、村政を混乱させる問題をはらんでいる村入用を適正に比較検討するには課題が多いと感じている。

役高引とした村々の実績をもとに、村入用で処理した役高引の負担をモデル化したのが表4である。

名主給として名主への給料が保証される反面、その負担を村民が高割によって分担する仕組みが出来上がっている。名主給の有無で村民の負担割合に増額差異が生じる結果であることが明白である。領主側にとっては実損のない好都合な制度と言わざるを得ない。

一方、もう一つの名主給である「諸役免除」については、

【砂原村】御伝馬多分相勤百姓方甚相疲レ…名主共兩人ニ而百姓同様諸役相勤…

表4 役高負担のモデル

区分	所持高 (石)		村入用割当 (両)		
	所持高	%	役高0	役高20	差異
名主	200	40	4	3.77	-0.23
A	150	30	3	3.11	+0.11
B	100	20	2	2.08	+0.08
C	50	10	1	1.04	+0.04
4	500	100	10	10	0

①名主所持高200-名主役高20=費用算定高180石 20石分が名主の給料

②村入用10両割当 名主給20 高引  $10 \div (500 - 20) = 1$ 石に付0.0208両

③名主給20石×0.0208=0.416 0.416両分が名主のメリット

④高割0.0208両×名主給除く村高480石=村入用10両

⑤名主役高引20石を村民が村入用で高割負担 村民の肩代わりデメリット

【七左衛門村】名主持前高拾式石：御伝馬諸役共二仕二埋仕候：

【越ヶ谷宿】：歩行屋敷式軒を以伝馬屋敷吉軒分二勘定致：

これらの記述から、伝馬役やその村指定の諸役が免除対象ではあるが、併用された名主給の実施詳細はその村・町ごとの違いが大きく、統一した方法と費用効果を算定できないのが実情である。

名主給のおもな支給方法をまとめると、

●越谷地域での名主給は30石程の役高引と伝馬役免除が一般的である。

●名主所持高にかかる村入用費が役高分免除され村民が高割で徴収される。

●諸役免除の経済的効果は算定が困難である。

## 七 まとめ

万事名主は横暴であると、名主訴状が書き出した争点の一番に名主給があったが、その実態はいろいろな課題を含んでいる。名主の成立でも触れたが、土豪や在地武士の系譜を持ち代々名主を世襲することが慣例であった名主は、名誉職として無償／少額で勤めることが基本であった。それに伴い初期の村政では独断先決・村民の私的使役は当然のように行われていた。

しかし、時代が経過し村に新しい有力者が出現すると名主は村政の一職種に位置づけられ、選挙や年番で交代に勤める体制に移行していく。そのため名主給料も規定され明示されるように変化したのであるが、村人を私的使役することなど拒否されていくのが当然の成り行きで、名主論争では横暴として訴訟を繰り返すことになる。名主給料の方法や金額は残された資料からおおよそ知ることができたが、なかなか具体的な評価を導き出せない実感がある。名主に課せられた村請制による年貢等の一括立替の負担に対し、名主給料は全く見合わないのではないかとの認識を持っている。

『江戸の暮らし』⑫を参考に金額換算してみると、

1両≒1石≒4俵≒10万円

①名主給米3俵≒7万5千円／名主給金2両≒20万円／名主役高30石引割当≒7万5千円、村入用に占める年額は高くない。

②諸役免除 具体的な金額換算不可

③名主役高引として年貢が直接減額される制度の再調査が必要。

このように、名主給から見えた待遇と、領主への立替が増大していく負担を考えると、名主給制度は次のようにまとめることができる。

●名主給の魅力は給料外の村の実権掌握と領主との主従関係による権威獲得。

●名主の絶大な権限は所持高に裏打ちされた経済力と臨時立替を可能にする商人との関係維持。

●領主から委任された末端機構、村役人としての支配力の行使。  
領主は年貢さえ円滑に徴収できれば、現地を熟知した代理人にすべて任せたほう管理が容易である。名主に支えられて領主は支配者となり、権力を行使することができた。名主も村民から推薦され村政の委任を受け、自主的に給料を得た代表者として村内を差配できる。お互いの依存関係でメリットを享受できるその体制が、名主の任命と名主給制度の本質と考えられる。

やがて、社会が安定していた体制も、年貢以外の名目を付けた上納金の増加や、領主への貸出金も返金されず商人からの借金でやり繰りする名主の窮状など、農村の混乱とともに社会状況の変革期を迎え幕府は終焉していく。農村経済の発展にうまく乗れた名主と疲弊していく名主の格差拡大が、地域を超えて全国に広がりを見せたのが村方騒動と訴訟増加にほかならない。

今回、越谷地域での名主給の実態を見てみたが、地域特性はあるものの全国でも同様な補填方法で支給されていたことが判明した。名主

の村政に対し運営経費が多くなれば、肩代わりしている村民はそこに不正・不当な支出と振分けを疑う余地も発生し、それを糾弾する村方騒動に発展していくことは当然の行動と推測できる。

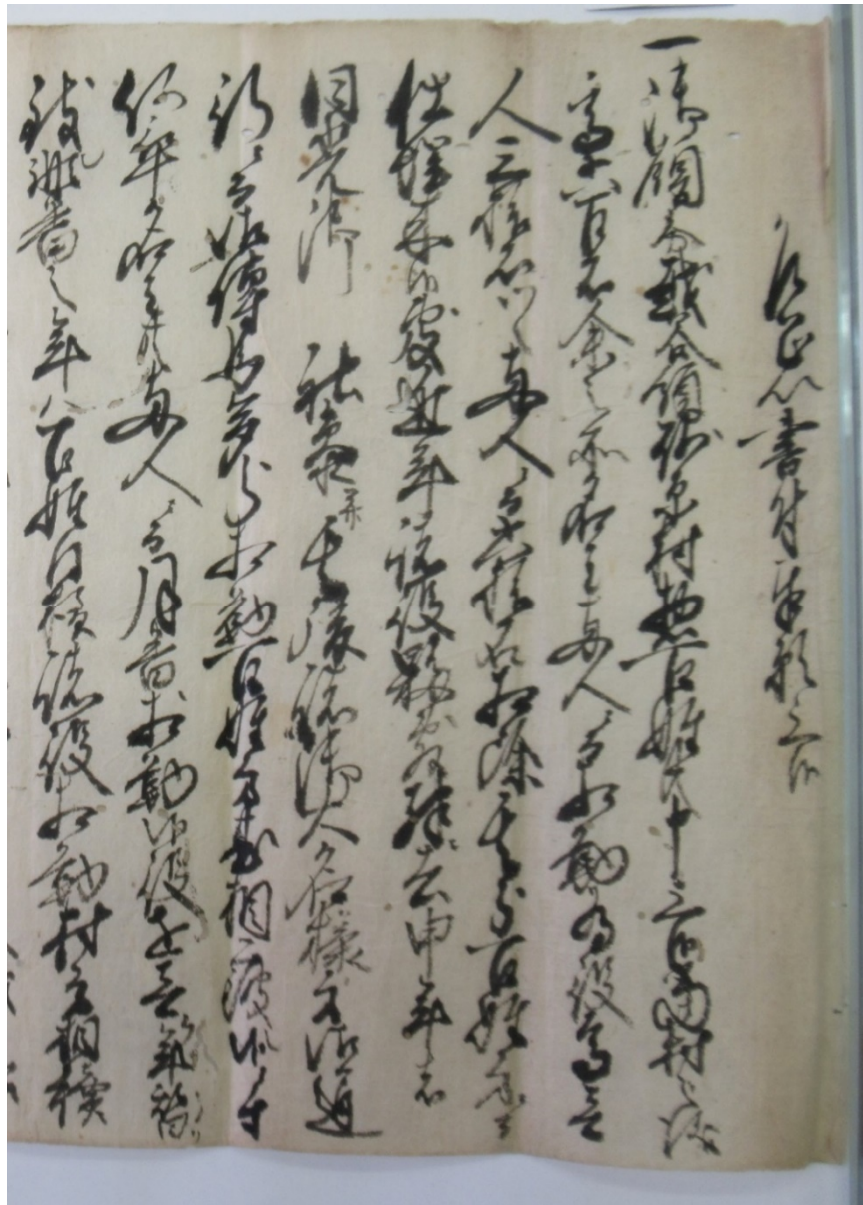
いずれにしても、名主がみせた名主給の処理や年貢割り付けの算術の巧みさ、訴状文書での読み書き能力は明治政府によって引き継がれ村役人は戸長・区長としてその能力を遺憾なく発揮して活躍したのである。これからも、残された史料から描き出される村の日常生活の理解と解明をさらに進めることが、継続した近代を生きる重要な視点になると考えている。

【注】

- ① 『砂原村名主百姓出入一件』越谷市史三 松沢家文書  
越谷市立図書館蔵
- ② 『新扁武蔵風土記稿』第七巻 雄山閣 1996年
- ③ 山崎善弘『村役人のお仕事』東京堂出版 2018年
- ④ 水本邦彦『村 百姓たちの近世』岩波新書 2015年
- ⑤ 『乍恐奉 差上口上書覚』NHK古文書通信124号 2020年
- ⑥ 『砂原村名主役申渡』越谷市史三 松沢家文書  
越谷市立図書館蔵
- ⑦ 『地方凡例録』国立国会図書館 デジタルコレクション
- ⑧ 『多摩市史 通史一』多摩市デジタルアーカイブ 多摩市立図書館
- ⑨ 『小平市史 近世編』こだいらデジタルアーカイブ小平市立図書館
- ⑩ 『長柄町史 名主給米』長柄町デジタルアーカイブ 長柄町
- ⑪ 『近世の村と農村』越谷市史一  
越谷市立図書館蔵
- ⑫ 山本博文『江戸の暮らし』日本文芸社 2018年

【添付資料】※1 『名主給』の勤務と減額文書 越谷市立図書館蔵

「安永六年四月 砂原村名主百姓出入一件」 松沢家文書



乍恐以書付奉願上候

一御領分越谷領砂原村惣百姓共申上候、当村之儀

高六百石余之所、名主兩人二而相勤為役高吉

人三十石ツ、兩人二而六十石相除、其分百姓方二而

仕埋来候処、近年諸役夥敷、殊二去申者

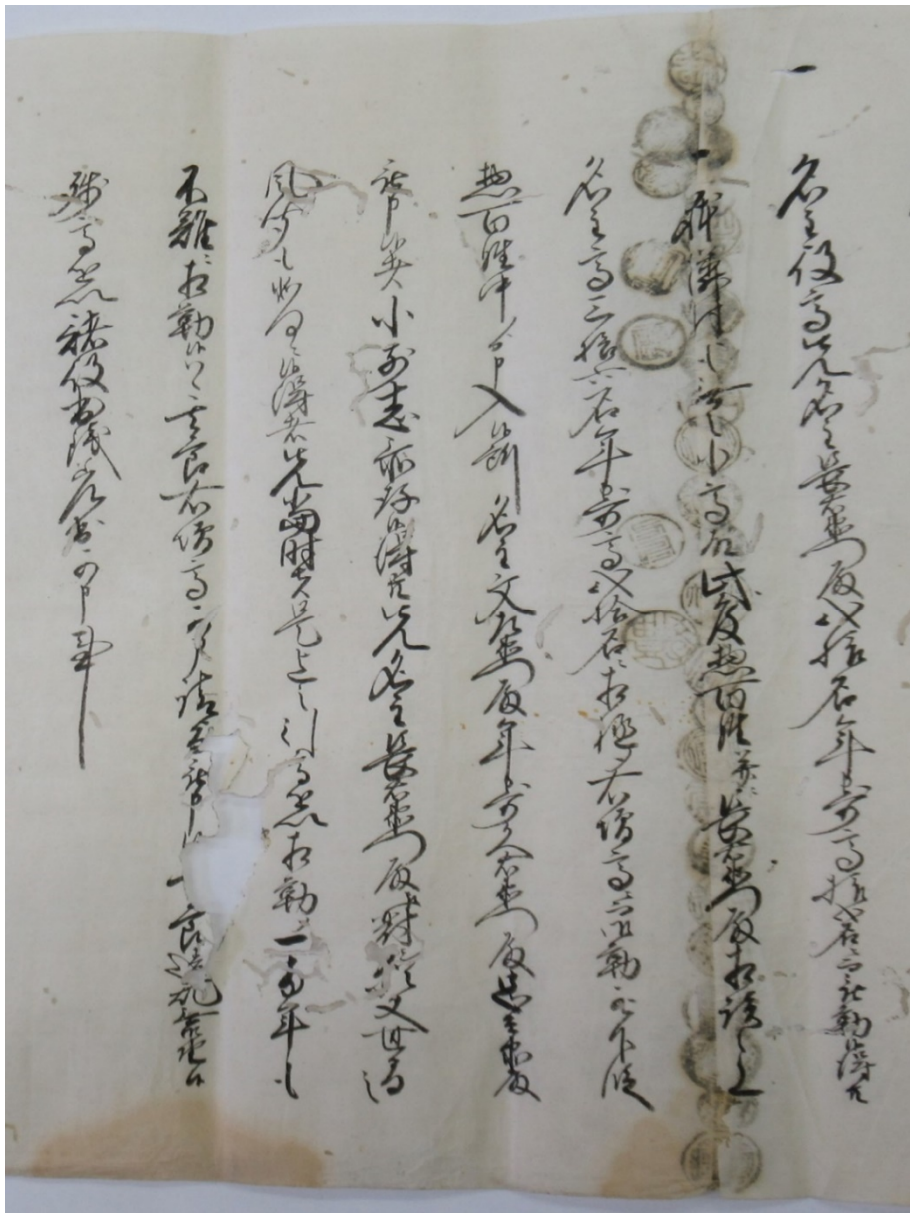
日光御 社参并其後諸大名様方御通

行二而、御伝馬多分相勤百姓方甚相疲レ候二付、

何卒名主共兩人二而月番相勤相候役を吉ケ年替

致シ、非番之年八百石同様諸役相勤、村方相続

文化八年閏二月 大吉村議定 染谷家文書



一名主役高先名主長右衛門殿式拾石、年寄高式拾石二而被勤候得  
一 躰隣村二も無之小高故、此度惣百姓并二長右衛門殿相談之上、  
名主高参拾六石、年寄高式拾石二相極×右增高二而御勤可被下段  
惣百姓中5申入候所、名主文右衛門殿年寄久右衛門殿・忠兵衛殿  
被申入候者、小前志忝存候得共、先名主長右衛門江対シ猶又世間之  
風聞も如何二候得者、先当時者は迄之引高を以相勤×一兩年も  
不難二相勤候ハ、其節、右增高可申請旨被申候、其節違乱無座候  
残高を以諸役出錢差出可申事



名主給の内訳					
村名	名主数	名主給			備考
		名主給米／名主給金	名主役高引	免除対象役	
砂原村	2	なし	60石⇒30石を村入用から除く	諸役	減額／2名→1名
七左衛門村	2	100石に付1両⇒廃止	36石⇒25石を伝馬役から除く	諸役	減額
大吉村	1	なし	20石⇒36石を諸役から除く	不明	増額
登戸村	1	3両相当	不明	諸役	幼少代役
西新井村	1	なし	20石を村入用から除く	諸役	割役名主配下
四条村	1	なし	100石を村入用から除く	伝馬役	柿ノ木村名主兼帯
大沢町	1	問屋役給金2両	72石を町費から除く	伝馬役1軒分	問屋役兼帯
越ヶ谷町	1	なし	28石を町費から除く	伝馬役2軒分	本町問屋役兼帯
越ヶ谷町	1	問屋役給金10両	なし	伝馬役1軒分	新町問屋役兼帯
注1. 大きな村では一村を何組かに分け、組ごとに名主を置いた。(七左衛門村 上組／下組)					
2. 名主には村入用等割当から役高相当額を除き、御用・村用の出張旅費や手当も別途規定して支給。					
3. 割役名主は数ヶ村単位の組村の統率にあたる惣名主役 (忍藩西新井村・岩槻藩四条村)					
4. 初期には村人の私的使役や村財政の乱用が特権として慣習化。					